

## 甲府タバスケ< 利用規約 >

甲府タバスケ（以下「本サービス」という。）とは、市内の食品関連事業者や食品生産者等（以下「事業者等」という。）において、食品等が廃棄となりうる状況が生じた場合に当該食品等を本サービス上に出品することにより、利用者の購入を促し、食品ロス削減につなげることを目的としたサービスです。

本サービスを利用する場合は、本規約に同意していただくことが必要となります。

### 第1条（適用）

本規約は、利用登録した事業者等（以下「登録事業者」という。）の本サービスの利用について適用するものです。

### 第2条（利用登録）

事業者等が利用登録を申請し、本市がこれを承認することにより利用登録が完了するものとします。

- 1 登録できる事業者等は、甲府市内で食品製造業、飲食店、宿泊施設、食品小売店等を営業し、保健所の営業許可の取得等をしている方です。
- 2 次の事由に該当すると判断した場合は、利用登録の申請を承認しない、又は利用登録の取り消し、本サービスの利用の停止をすることがあります。
  - イ 利用登録の申請に際して虚偽の事項を記載した場合
  - ロ 本サービスの趣旨に反する利用が認められる場合
  - ハ その他、本市が利用について適当でないと判断した場合

### 第3条（禁止事項）

登録事業者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- 1 法令又は公序良俗に反する行為
- 2 ユーザーIDおよびパスワードを第三者に譲渡もしくは貸与し、又は第三者と共用する行為
- 3 反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- 4 その他、本市が不適切と判断する行為

### 第4条（出品できる食品等）

本サービスに出品できる食品は、食材、食料品、飲料、調味料、冷凍・加工食品など（以下「食品等」という。）で、以下のすべてに該当する食品等とします。

- 1 安全衛生上問題のない食品等
- 2 売れ残り廃棄が予想される食品等
- 3 消費（賞味）期限内の食品等
- 4 食品ロスの削減に寄与できると認められる食品等

### 第5条（適正なサービスの利用）

本サービスを利用するにあたっては、以下の事項に従い適正な利用に努めてください。

- 1 操作方法などの不備等により誤った出品や情報を発信しないこと。

- 2 出品した食品等が市民に購入予約された場合は、予約者に販売するまでの間、適正に保管・管理し、購入が完了した場合は速やかに出品削除などを行うこと。
- 3 出品した食品等は、消費期限等に達する前に出品を削除すること。
- 4 その他、本システム全体の信頼を損うような運用を行わないこと。

#### 第6条 (利用制限及び登録抹消)

本市は、登録事業者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または登録を抹消することができるものとします。

- 1 虚偽による登録申請が行われた場合
- 2 禁止事項条項に抵触したと判断される場合
- 3 本規約に沿わない出品を行った場合
- 4 本市からの出品削除要請を行った際、これに従わなかった場合若しくは、基準に沿わない食品等の出品が頻繁であると判断された場合
- 5 本市からの連絡に対し、一定期間返答がない場合
- 6 本サービスについて、最終の利用から一定期間利用がない場合
- 7 その他、本市が本サービスの利用を適当でない判断した場合

#### 第7条 (協力事項)

登録事業者は、ごみの減量、脱プラスチック、地球温暖化対策の推進などの環境行動に努めていただくものとします。

#### 第8条 (保証の認否および免責事項)

- 1 本市は、本サービスに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを保証していません。
- 2 本市は、本サービスに関わる登録事業者に生じる損害について一切の責任を負いません。
- 3 市民との間の売買トラブルなどは登録事業者と購入予約者で解決すること。

#### 第9条 (サービス内容の変更)

本市は、登録事業者に通知することなく本サービスの内容を変更し、又は本サービスの提供を中止することができるものとし、これによって生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第10条 (利用規約の変更)

本市は、必要と判断した場合には、登録事業者に通知することなく本規約を変更することができるものとし、本規約の変更後、本サービスを利用した場合には変更後の規約に同意したものとみなします。

#### 第11条 (個人情報の取扱い)

本市は、本サービスの利用によって取得する個人情報については、甲府市個人情報保護条例及び関連法令に従い適切に取り扱うものとします。

#### 第12条 (権利義務の譲渡の禁止)

登録事業者は、本市の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡することはできません。